

美山小学校育友会会則

第1章 名称及び事務局

(名称 事務局)

第1条 この会は美山小学校育友会（以下「育友会」という）といい、事務局を豊田市立美山小学校（以下「美山小学校」という）内に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第2条 育友会は、会員が互いに協力して児童の心身の健全な発達と、その幸福をはかることを目的とする。

(活動)

第3条 育友会は、前条の目的を達成するため次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい教師となるよう努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連携をはかり、児童の生活を指導する。
- 3 児童の環境（家庭、地域、学校）改善に努める。
- 4 その他育友会の目的を達成するため必要と認めた活動を行う。

第3章 会員・入退会・会費

(会員)

第4条 育友会会員は、次の各号に該当する者のうち、入会を希望するものとする。

- 1 美山小学校に在籍する児童の保護者、またはそれに代わる者。
- 2 美山小学校の職員。
- 3 この会の主旨に賛同する者。

(入会及び退会)

第5条 育友会への入退会については、以下の通りとする。

- 1 育友会役員にて新入生保護者へ入会の意思確認を実施し、翌年以降は退会の申し出がない限り継続とする。
- 2 児童の卒業・転校、教職員の転任・退職等で第4条に該当でなくなった者は、自動退会となる。
- 3 年度途中の入会は原則不可とし、翌年度より入会可能とする。ただし、中途転入などやむを得ない事情がある場合は年度途中の入会を可能とする。その場合、その年の会費は不要とする。
- 4 退会はいつでも可能とする。ただし、退会年度すでに会費を支払っていた場合、中途転校等のやむを得ない事情がある場合も含め、全ての場合において会費の返還はされない。

(会費)

第6条 育友会の経費は、会員による会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。会員による会費は以下の通りとする。

- 1 会費は、会員が属する1家庭につき、年額2,000円とする。
- 2 年度途中の入会が認められた場合、その年の会費は不要とする。
- 3 年度途中の退会の場合、既納会費は返金しないものとする。

第4章 役員等

(役員)

第7条 育友会に次の役員を置く。

- 1 会長
- 2 副会長
- 3 通学団調整役
- 4 書記
- 5 会計
- 6 会計監査
- 7 役員は立候補制とし、総会の承認を得るものとする。
- 8 役員の任期は1年とする。また、再任されてもよい。
- 9 立候補がない役員は、他の役員が兼務してよい。

(常任委員会委員)

第8条 育友会に常任委員会委員を置く。

- 1 常任委員会委員は立候補制とする。

第9条 育友会役員及び委員の任務は、次のとおりとする。また、育友会の事業活動には積極的に協力する。

- 1 会長は、会務を総理し、会を代表し、総会、運営委員会、常任委員会、特別委員会の招集及び運営委員会の議長、各常任委員会、特別委員会の委員、委員長、副委員長の委嘱を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれに代わる。
- 3 書記は、事務を掌理する。
- 4 会計は、会計事務を掌理する。
- 5 会計監査委員は、育友会の決算について監査し、結果を総会に報告する。又、必要と認めたときは、随時出納の状況を監査する。
- 6 委員会委員は、各常任委員会の構成メンバーとなり、諸事業を遂行するための実施主体となる。

第5章 会議

(機関)

第10条 育友会に、次の機関を置く。

- 1 総会
全会員で構成し育友会の最高の意思決定機関である。
- 2 運営委員会
育友会役員、常任正副委員長、学校代表により構成し、総会に次ぐ意思決定機関である。
- 3 常任委員会
目的達成のための諸活動を推進する機関である。
- 4 特別委員会
特に必要な事項を処理するため臨時に置くもの。特別委員会の設置及び解散は、運営委員会で決める。

(総会)

第11条 総会は、次のことをする。

- 1 事業計画、事業報告、決算の承認、役員、会計監査の承認、規約の改正、その他特に重要な事項で会長が総会にはかる必要があると認めた事項の審議決定をする。
- 2 総会は毎年4月を開く（定期総会）。会長又は運営委員会が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。
- 3 総会は、会員の3分の2（委任状を含む）以上の出席をもって成立し、その会議を開き、議決することができる。議事は出席者の過半数で決定する。
- 4 総会の目的たる提案及び報告において、会員の過半数が書面又は電子的記録により同意の意思表示をしたときは、該当提案を可決する決議があったもしくは該当報告があったものとみなす。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、次のことをする。

- 1 通常の事業活動を行う上で必要な意思決定を行う。
- 2 特別委員会の設置廃止を行う。
- 3 常任委員会の事業推進に助言協力する。

(常任委員会)

第13条 育友会に、次の常任委員会を置き、目的達成のための諸活動を推進する。

- 1 奉仕作業委員会
- 2 通学団委員会
- 3 ギフト委員会

第6章 雑則

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

- 1 顧問は会長が委嘱する。
- 2 顧問は会長の諮問にこたえるものとする。

(年度)

第15条 育友会の事業及び会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(個人情報の取り扱い)

第16条 育友会の事業において必要とされる個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用する。

付則

本会則は、平成4年4月1日より実施する。

本会則は、平成9年4月1日より一部改正する。

本会則は、平成18年4月22日より一部改正する。

本会則は、平成19年4月28日より一部改正する。

改正内容

- ・第4章 第6条 第4項 地区単位について一部改正する。
ただし、本項は、平成20年度から施行する。
- ・第5章 第11条 第3項 議決について一部内容を追加する。

本会則は、平成23年4月23日より一部改正する。

改正内容

- ・第4章 第6条 第4項 地区単位について一部改正する。
- ・第5章 第8条 第3項 常任委員会について一部改正する。
- ・第5章 第14条 第1項 常任委員会について一部改正する。
- ・第5章 第14条 第8項 常任委員会について一部改正する。

本会則は、平成25年度より一部改正する。

改正内容

- ・生活環境委員会と事業推進委員会を統合する。

本会則は、平成27年度より一部改正する。

改正内容

- ・成人教育委員会と保健厚生委員会を統合し、成人保健委員会とする。

本会則は、令和5年度より一部改正する。

改正内容

- ・第5章 第11条 第4項 を追加する。

本会則は、令和7年度より一部改正する。

本会則は、令和8年度より一部改正する。

改正内容

- ・第4章 第7条
- ・第5章 第13条